

収入計算表

1 所得

	年齢	年間総収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」欄)		年間所得金額
(1) 本人	歳	円	⇒	円
(2) 同居者	歳	円	⇒	円
(3) 同居者	歳	円	⇒	円
① 年間所得金額の世帯合計				円

2 控除

控除名	控除の内容	計算の方法
a 扶養控除	入居しようとする親族（本人を除く） 及び遠隔地扶養親族	380,000 円 × ()人 = 円
b 老人配偶者控除 老人扶養控除	70 歳以上の配偶者 あるいは老人扶養親族がいる場合	100,000 円 × ()人 = 円
c 特定扶養控除	扶養親族のうち年齢が 16 歳以上 23 歳未満の人がいる場合	250,000 円 × ()人 = 円
d 障害者控除	障害者がいる場合（3～6 級）	270,000 円 × ()人 = 円
e 特別障害者控除	重度の障害者がいる場合（1～2 級）	400,000 円 × ()人 = 円
f 寡婦控除	所得が500万円以下の寡婦の方	270,000 円 × ()人 <small>(※所得 27 万円未満の時は当該所得金額)</small> = 円
g ひとり親控除	所得が500万円以下のひとり親の方 (男性、未婚でも子を扶養していれば対象)	350,000 円 × ()人 <small>(※所得 35 万円未満の時は当該所得金額)</small> = 円
h 基礎控除振替	年金所得、又は給与所得のある方	100,000 円 × ()人 <small>(※所得 10 万円未満の時は当該所得金額)</small> = 円
②控除の世帯合計		円

3 月収額の算定

①年間所得金額の世帯合計 ②控除の世帯合計 世帯の平均月収額

円	-	円	=	円
---	---	---	---	---

12か月



世帯の平均月収額が、次の基準に該当しないときは、入居資格がありません。

一般階層世帯の場合 … 15万8千円以下（改良住宅は11万4千円以下）

裁量階層世帯の場合 … 21万4千円以下（改良住宅は13万9千円以下）

年間所得金額の算出方法

◇ 年金の年間所得金額の算出表 ◇

・ 65歳以上の方

年金収入	所得金額
0円から 1,100,000円まで	0円
1,100,001円から 3,299,999円まで	年金収入 - 110万円
3,300,000円から 4,099,999円まで	年金収入 × 75% - 27.5万円
4,100,000円から 7,699,999円まで	年金収入 × 85% - 68.5万円
7,700,000円から 9,999,999円まで	年金収入 × 95% - 145.5万円

・ 65歳未満の方

年金収入	所得金額
0円から 600,000円まで	0円
600,001円から 1,299,999円まで	年金収入 - 60万円
1,300,000円から 4,099,999円まで	年金収入 × 75% - 27.5万円
4,100,000円から 7,699,999円まで	年金収入 × 85% - 68.5万円
7,700,000円以上 9,999,999円まで	年金収入 × 95% - 145.5万円

◇ 給与所得者の年間所得金額の算出表 ◇

年間総収入金額（円）	所得の計算方法
0円 から 650,999円	0円
651,000円 から 1,899,999円	(総収入金額) - 650,000円
1,900,000円 から 3,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円
3,600,000円 から 6,599,999円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円
6,600,000円 から 8,499,999円	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 から 9,999,999円	(総収入金額) - 1,950,000円 ※本人又は扶養者が特別障害、23歳以下の扶養親族を有する場合は(収入-850万円)×10%が更に控除されます。

端数整理後の総収入金額 ～ 1,000円単位で、4で割り切れる額まで切り捨てた額

注：年金、給与とも10,000,000円以上の収入につきましては記載省略しております。